

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 6年 5月 27日	
堺 市長 殿	
提出者 住 所 兵庫県尼崎市東向島西之町 1 番地 氏 名 日鉄テックスエンジニアリング株式会社 阪神支店 執行役員 支店長 小森 俊也 電話番号 06-6411-8599	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日鉄テックスエンジニアリング株式会社 阪神支店
事業場の所在地	兵庫県尼崎市東向島西之町 1 番地
計画期間	令和 6年 4月 1日 ～ 令和 7年 3月 31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	機械器具設置工事・一般電気工事・電気通信工事・一般土木建築工事
②事業の規模	完成工事高 8,192百万円
③従業員数	従業員数 391人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	作業工程 新築工事 改修工事 ⇒ 建設副産物 ・汚泥・廃プラ・木くず ・ガラスくず・がれき類 ・建設混合廃棄物 ・石綿含有) 廃プラ ・石綿含有) がれき類 ⇒ 処理業者に委託

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

阪神支店
安全衛生部

阪神機械センター
阪神電計センター
阪神建設センター
堺生産部
阪神支店

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排 出 量	600.16 t	2.45 t
	（これまでに実施した取組） ・（廃プラ、木くず）梱包材の簡素化 ・（がれき類、混合廃棄物）分別による有価物の抽出		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排 出 量	540.14 t	2.2
	（今後実施する予定の取組） ・（廃プラ、木くず）梱包材の簡素化と再利用できる素材の活用 ・（がれき類、混合廃棄物）分別による有価物の抽出と再利用化		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・（がれき類）鉄筋コンクリートを有価物とコンがらに分別 ・（混合廃棄物）再利用できるものを分別
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・引き続き、有価物の抽出と再利用化を図る

木くず	ガラスくず	がれき類	建設混合廃棄物
11 t	39 t	4,362.72 t	181.74 t

木くず	ガラスくず	がれき類	建設混合廃棄物
9.9 t	35.1 t	3926.45 t	163.57 t

石綿含有) 廃プラ	石綿含有) がれき類		
0.13 t	3.38 t	t	t

石綿含有) 廃プラ	石綿含有) がれき類		
0.12 t	3.04 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・該当無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・該当無し		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・該当無し		

木くず	ガラスくず	がれき類	建設混合廃棄物
0 t	0 t	0 t	0 t

木くず	ガラスくず	がれき類	建設混合廃棄物
0 t	0 t	0 t	0 t

木くず	ガラスくず	がれき類	建設混合廃棄物
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

木くず	ガラスくず	がれき類	建設混合廃棄物
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

石綿含有) 廃プラ	石綿含有) がれき類		
0 t	0 t	t	t

石綿含有) 廃プラ	石綿含有) がれき類		
0 t	0 t	t	t

石綿含有) 廃プラ	石綿含有) がれき類		
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t

石綿含有) 廃プラ	石綿含有) がれき類		
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・ 該当無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 該当無し		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全 処 理 委 託 量	600.16 t	2.45 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	600.16 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	353.88 t	2.01 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・ 処分業者が該当品目の処理が可能であることを聴取し、 委託契約 及び 業許可を確認する。 ・ できるだけ優良認定を受けた業者を優先して委託する。 ・ できるだけ再生利用率の高い業者を優先して委託する。 ・ 現地視察により、適正処理がされていることを確認する。		

木くず	ガラスくず	がれき類	建設混合廃棄物
0 t	0 t	0 t	0 t

木くず	ガラスくず	がれき類	建設混合廃棄物
0 t	0 t	0 t	0 t

木くず	ガラスくず	がれき類	建設混合廃棄物
11 t	39 t	4,362.72 t	181.74 t
11 t	39 t	33.75 t	51.74 t
9.9 t	0 t	4,328.97 t	147.87 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

石綿含有) 廃プラ	石綿含有) がれき類		
0 t	0 t	t	t

石綿含有) 廃プラ	石綿含有) がれき類		
0 t	0 t	t	t

石綿含有) 廃プラ	石綿含有) がれき類		
0.13 t	3.38 t	t	t
0.13 t	3.38 t	t	t
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全 処 理 委 託 量	540.14 t	2.21 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	540.14 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	318.49 t	1.81 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、 ・処分業者が該当品目の処理が可能であることを聴取し、 委託契約 及び 業許可を確認する。 ・できるだけ優良認定を受けた業者を優先して委託する。 ・できるだけ再生利用率の高い業者を優先して委託する。 ・現地視察により、適正処理がされていることを確認する。		
※事務処理欄			

木くず	ガラスくず	がれき類	建設混合廃棄物
9.9 t	35.1 t	3,926.45 t	163.57 t
9.9 t	35.1 t	30.38 t	46.57 t
8.91 t	0 t	3,896.07 t	133.08 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

石綿含有) 廃プラ	石綿含有) がれき類		
0.12 t	3.04 t	t	t
0.12 t	3.04 t	t	t
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。